

令和6年度

狛江市家庭向け再エネ電気導入キャンペーン

(狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業)

参加小売電気事業者等 募集要項

狛江市では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すにあたり、小売電気事業者等の皆さまと連携して、市内のご家庭への再生可能エネルギー由来電気の導入を促進するキャンペーンを実施します。

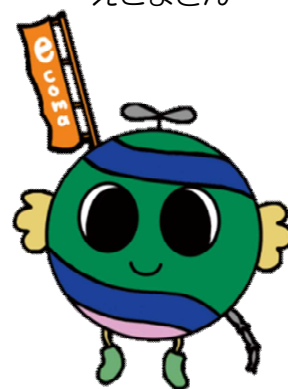
この要項は、連携する小売電気事業者等を募集するにあたり、事業内容や応募要件、ルール等を記載したものととなります。

申込みにあたっては、本要項の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

狛江市ゼロカーボンシティ推進
ロゴマーク



狛江市環境マスコットキャラクター
エコまん



狛江市
環境部環境政策課環境係

1. 目的

この募集要項は、気候変動への対策として 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すにあたり、小売電気事業者等と連携して、市内のご家庭への再生可能エネルギー由来電気（以下「再エネ電気」という。）の導入を促進するキャンペーンを実施するため、事業に協力する小売電気事業者等（以下「参加事業者」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定めることを目的とするものです。

2. 事業概要

参加事業者と連携し、家庭における再エネ電気導入の必要性及び参加事業者の再エネ電気プランを多様な手法で市民にPRし、市内の家庭における再エネ電気への切替を促進する。

PRにあたっては、参加事業者と連携した周知範囲の拡充、相談対応の充実、特典の付与、参加記念品の配布等を通じた促進効果の向上を図る。

3. 小売電気事業者等と連携する狙い

- (1) 市の広報媒体と参加事業者の広報媒体を活用することにより、より広範なPRが可能であること
- (2) イベント等を通じて、運営者(市・参加事業者)の顔が見えるPRが可能であること
- (3) 市民に対し、手続・契約・契約後のサポート等、具体的な案内ができること
- (4) 市民に対し、多様な選択肢(参加事業者)を提示できること

4. 参加のメリット

行政と連携して事業を行った実績を得られることにより、今後の経営の幅が広がるほか、市や複数の参加事業者と連携することにより、以下の周知効果が期待できます。

- (1) 市が連携しているため、市民に認知されやすい。
- (2) 複数事業者で同時にPRを展開するため、広範囲に発信可能
- (3) 他自治体に先駆けた取組であるため、関心が集まりやすい。

5. 応募要件

以下の要件に全て該当することが応募の要件となります。

- (1) 市内の各住宅を対象として、再エネ電気が1年間の総電力供給量の30%以上含まれる電気を広く供給できる小売電気事業者又は同事業者の媒介、取次及び代理を行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 狛江市指名停止基準(平成10年7月27日市長決裁)による指名停止措置を受けて

いないこと。

- (5) 狛江市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 3 月 29 日要綱第 46 号）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 参加にあたり、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守すること。
- (7) 重大な法令違反及び社会通念上不適切と考えられる行為の履歴がないこと。

6. 事業実施の流れ

(1) 参加事業者の募集

期限までに、郵送及びメールにて以下の書類をご提出ください。なお、提出書類（添付書類を含む）については、情報公開の対象となります。（市に情報公開請求があった場合には、請求者に対し公開します。）

〔提出先〕 誓約書以外：kankyokkr01@city.komae.lg.jp

誓約書のみ：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市役所環境部環境政策課環境係

〔提出締切〕 メール 令和 6 年 4 月 26 日（金）必着

※誓約書（郵送） 5 月 10 日（金）必着

〔提出書類〕

① 狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業参加申込書（第 1 号様式）

※「誓約書」については、印のついた原本を市宛てにご郵送ください。

② 登録する契約プランの内容の詳細が分かる書類。但し、再生可能エネルギー電気（法に基づく固定価格買取制度により買い取られた電気（FIT 電気）にあつては、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギー電気となる電気）が 1 年間の総電力供給量の 30% 以上含まれる契約プランに限る。

③ 契約プランを含む電力販売実績を示す書類

④ 小売電事業者にあつては、小売電事業者として国の登録を受けていることが分かる書類

⑤ 小売電気事業者以外の者にあつては、提携する小売電気事業者が国の登録を受けていることが分かる書類及び当該小売電気事業者と媒介、取次又は代理の関係にあることが分かる書類

⑥ 別紙 広報媒体掲載内容／QR コード

⑦ 「こまエコまつりの出展についての意向調査」

⑧ 事業者説明会出席連絡票

⑨ その他

(2) 参加決定

(1) の申込み後、いただいたメールアドレス宛に、市より 3 営業日以内に受領の返信をいたします。返信がない場合は、お手数ですがお電話にてご連絡ください。その後、正式な決定通知（狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業参加承認（不承認）決定通知書（第 2 号様式））を送付いたします。

(3) 事業説明会

5月9日（木）10時からオンラインにて事業説明会を行います。参加事業者の皆さまは、1名以上のご参加をお願いいたします。なお、チラシの掲載順は、事業説明会時に決定します。

また、事業者説明会出席連絡票のご提出をお願いします。

（４）キャンペーンの実施

本キャンペーンの実施期間は、令和6年6月から令和7年3月31日までを予定しております。正式なキャンペーン開始の日時は、追ってご連絡いたします。スケジュールはP8をご参照ください。

また、キャンペーンの大まかな流れは、以下の通りです。

① 事業周知

- ・市HPや参加事業者HP等、WEB上での周知
- ・チラシやポケットティッシュを活用した街頭及び他イベントでの周知
- ・参加事業者の提携店でのチラシ掲示等による周知

（注意事項）

- ・市民への直接的な周知・営業活動を行うにあたっては、誓約書に記載した事項を厳守徹底してください。（代理店等、関連事業者も含む。）特に、参加事業者が提示する契約プランについて、市が保証したのではなく、契約に関して、市は一切の責任を負わない旨の説明・各種媒体への記載を行ってください。
- ・誓約書に則り、契約トラブルにつながりかねない行為については厳に慎むようお願いいたします。
- ・参加事業者にて周知（例：独自のチラシ作成、HP、SNSへの掲載）を行った場合は、市民からの問い合わせ対応のため、市までお知らせください。
- ・本事業には、参加事業者の皆さまと連携する狙いの一つに、周知効果の向上があります。そのため、個別店舗のブログやHP、SNS等の情報発信をはじめ、マスコミ等の取材についても、参加事業者の責任において、実施いただいておりますので、積極的な事業周知にご協力ください。
- ・その他、周知活動についてご不明点がある場合は、事前に市までご相談ください。

② 契約

契約に関するお問い合わせ対応や契約行為は、需要家と参加事業者にて直接行ってください。

（注意事項）

- ・上述のとおり、参加事業者が提示する契約プランについて、市が保証したのではなく、契約に関して、市は一切の責任を負わない旨を必ず説明するようにしてください。
- ・誓約書に則り、契約トラブルにつながりかねない行為については厳に慎むようお願いいたします。

③ 契約者アンケートの配布

本キャンペーン期間中に、参加事業者との契約を行った市民（以下「契約者」）に対し、アンケートを行います。アンケートの回答先は市となり、回答者には市から5,000円のクオカード（先着30名）、参加記念品をお渡しします。

参加事業者の皆さまは、以下の方法でアンケートの配布・周知にご協力ください。

(配布・周知方法)

- ・アンケートは、書面・WEBの2種類を用意しますので、契約者への書面の送付（対面での直接配布可）又はURLをメール等で送付してください。
- ・書面で送付していただける場合は、市からアンケートと返信用封筒を参加事業者ご担当者さま宛てに郵送しますので、お申し付けください。参加事業者の皆さまから、契約者宛てに送付又はお渡し願います。（事業終了後、余りはご返却願います。）
- ・上記の対応が難しい場合は、別途ご相談ください。
- ・アンケートの内容等は後日ご連絡します。

※アンケート及び参加記念品は、本キャンペーン期間中に参加事業者以外の事業者と再エネ電気を契約した市民も対象となります。

④ 報告

P 8 のスケジュールをご参照いただき、各種報告書を市に提出してください。

⑤ その他

本キャンペーンの内容は、令和6年度当初予算に計上されることを前提としたものであり、確定した予算の内容によっては参加記念品等を変更する場合があります。

また、参加事業者の皆さまからの問い合わせ内容については、必要に応じて全体に共有します。ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市環境部環境政策課環境係

電話 03-3430-1111

Mail kankyokkr01@city.komae.lg.jp

(5) 市・参加事業者の役割

市	参加事業者
○チラシ作成及び配布（各種イベント、公共施設）	○チラシへのPR文の作成
○市HP、SNS（X（旧twitter）、FB等）、こまエコ通信（全戸配布する環境広報紙）への掲載	○狛江市民向け特典の付与*
○オリジナル動画の作成	<u>※必須ではありませんが、チラシに特典欄を設けるため、ぜひご検討ください。</u>
○街頭及び市の他イベントでのPR活動（チラシ・ティッシュ配布、動画放映等）	○オリジナル周知ツール、HP作成等の準備作成
○契約を行ったアンケート協力者（市民）に対する参加記念品の送付（配布）	○市内提携店へのチラシ設置等
○アンケート作成・集計等	○街頭、市の他イベントでのPR活動へ参加（PR活動への協力、市民への相談対応等）
	○契約
	○アンケート配布
	○市への各種報告

7. 変更申請・辞退

6（2）の参加決定後、6（1）の申込内容に変更が生じた場合は、速やかに狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業内容変更届出書（第3号様式）及び必要書類を添えて、市に届け出てください。

届出後、いただいたメールアドレス宛に、市より3営業日以内に受領の返信をいたします。返信がない場合は、お手数ですがお電話にてご連絡ください。

提出先 : 6（1）と同じメールアドレス宛て

提出締切 : 速やかに ※HPやSNSにより、修正内容を周知します。

8. 状況報告及び実績報告

事業開始後、毎月の事業の成果について、狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業状況報告書（第4号様式）を提出してください。提出期限は、実施スケジュール欄をご参照ください。

事業終了後、全期間中の事業の成果について、狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業実績報告書（第5号様式）を提出してください。提出期限は、実施スケジュール欄をご参照ください。

記入する内容については、事業の参考とするため、可能な限り詳しくご記入ください。

なお、提出された報告書については、情報公開の対象となります。（市に情報公開請求があった場合には、請求者に対し公開します。）

9. ルール・注意点

(1) 本事業は、市が、参加する小売電気事業者等に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではありません。契約者に対し、誤った説明等を行わないようお願いいたします。

良い例：「えこま電気は、市の脱炭素に関する取組に協力するため、キャンペーンに参加しています。キャンペーンの参加者として、市のイベントで周知活動をしています。」

悪い例：「えこま電気の電力が安くて素晴らしいと市から評価され、このキャンペーンに参加しました。市からお墨付きをもらっているの、安心です。」

(2) 市民への直接的な周知・営業活動を行うにあたっては、誓約書に記載した事項を厳守徹底してください。特に、参加事業者が提示する契約プランについて、市が保証したのではなく、契約に関して、市は一切の責任を負わない旨を必ず説明するようしてください。

(3) 参加要件を満たさないときや、申込内容に虚偽があったときは、参加の停止及び取消しをすることがあります。

10. Q & A

Q1 契約者に対する特典を用意できないが、参加は可能か。

A1 可能です。但し、チラシの特典欄が空欄となってしまいますので、その点はご了承ください。また、特典が期間限定になってしまう場合は、期間について必ずご記載くだ

さい。

Q 2 事業期間終了と同時にオンライン周知を終了するが、3/31 まで周知後、自社で運営しているブログやSNSなども全て削除しなければならないのか。

A 2 方法としては、3点あります。

- ・3/31 で掲載が終了するよう、公開期限を設ける等、記事等を削除すること
- ・3/31 が過ぎても掲載するが、キャンペーン期間が3/31 までとわかるよう、期間を明記しておくこと
- ・3/31 が過ぎても掲載するが、キャンペーン終了の旨を記載すること

良い例：

★☆☆参加中☆☆★	内容・・・	終了しました	・・・
家庭の再エネ	・・・		・・・
キャンペーンを	・・・		・・・
狛江市が実施！	・・・		・・・

Q 3 市が作成したチラシを加工・切り抜きして使用してもよいのか。

A 3 切り抜きについては、WEB 上かつ同ページに両面チラシデータの掲載がある場合のみ認めます。その他の加工及び切り抜きは認めません。

認められる例：
(HP)

えこま電気イベント情報！		○月×日
狛江市家庭向け再エネ電気導入キャンペーン		
・・・(略)・・・		
チラシ表	チラシ裏	うちも参加しています！ (自社の欄のみ切り抜きして拡大掲載)
(加工・切り抜きをしていないもの)		

Q 4 チラシに掲載される内容はなにか。また、レイアウトのイメージはあるか。

A 4 チラシに掲載される内容は、第1号様式 別紙にご記載いただく内容です。また、レイアウトイメージを添付いたしますが、申込者数等で変更の可能性がありますので、参考程度にご参照ください。掲載順は、事業説明会(5月9日)で抽選を行い、決定します。

Q 5 別紙「広報媒体掲載内容」で提出したチラシの掲載内容について、内容の校正は可能か。

A 5 可能です。少なくとも1回は校正用の原稿案をお送りいたします。但し、校正期間が短くなることが予想され、大規模な修正は紙面の関係上反映できない可能性がありますので、予めご了承ください。

Q 6 本キャンペーン期間中に、再エネ電気のサービス名に変更があったため、狛江市家庭への再エネ電気導入促進事業内容変更届出書(第3号様式)を提出したが、市のチラシなどは修正できるのか。

A 6 変更の時点により、市のPR内容の修正対象は変動します。チラシ、こまeco通信

等の紙面の媒体は、修正が間に合う場合のみ対応し、刷り直しは行いません。したがって、主に市のHPやSNSで修正内容の周知を行うこととなります。

Q7 イベント等の活動では、街頭で、市が用意したティッシュ配布等を行うとのことだが、自社で用意したチラシや販促品もあわせて配布してもよいか。

A7 可能です。但し、チラシやリーフレットについては、再エネ電気についての記載があるものに限りです。ご心配であれば、予めご相談ください。また、活動後に市民からの問い合わせが予想されることから、配布当日で構いませんので、配布物各1～2部程度を市にご提出ください。（事業終了後は、記録として保管いたします。）

なお、市の環境マスコットキャラクター「えこまさん」も、イベントに参加することがあります。参加事業所さまのマスコットキャラクター等も参加されたい場合は、ご相談ください。

Q8 狛江市内に連携店があり、チラシを置いてくれることになったが、市で作成したチラシ設置用ラックはもらえるか。

A8 お渡しいたします。但し、数に限りがありますので、契約につながりやすい転入者が来店する不動産事業者や市民が多く行き来するスーパーマーケットなどを優先させていただく場合があります。

Q9 状況報告書及び実績報告書に契約者数の欄があるが、ひと月のカウント方法に指定はあるか。4/2～5/1間の集計しかできない場合は、どうしたらよいか。

A9 原則、1日から末日までとしてカウントしてください。但し、4/2～5/1のように、原則のカウント方法が難しい場合は、期間を記入し、その期間での契約者数をご記載ください。

Q10 報告書における再エネ電気切替え件数へのカウント及びアンケートの案内は、キャンペーンを見て契約した方に限るのか。また、その判別がつかない場合、契約者に問い合わせしなければならないのか。

A10 原則として、報告書における再エネ電気切替え件数へのカウント及びアンケートの送付は、キャンペーンを見て契約した方に限ります。但し、契約者がキャンペーンを見た方かどうか判別がつかない場合は、「キャンペーン期間内の狛江市在住世帯における再エネプラン契約者＝キャンペーンを見た方」とみなし、報告書における再エネ電気切替え件数へのカウント及びアンケートの送付を行ってください。（再エネ以外のプランの契約者をカウントしないようご注意ください。）

なお、参加事業者の皆さまが設けた特典の内容によっては、特典適用の状況等から対象者の判別が可能な場合もありますので、ご検討ください。

Q11 アンケートの対象者は、キャンペーンに参加した事業者と契約した市民に限るのか。

A11 限りません。アンケートの対象者は、参加事業者と契約するか否かに関わらず、本キャンペーンを知り、要件を満たす再エネ電気へ切り替えた市民を対象として行います。

実施スケジュール（予定）

4月	上旬	参加事業者募集開始 (4/1 号広報、市HPで周知)	
	中旬		
	下旬	参加事業者募集締切 (4/26)	
5月	上旬	事業説明会: 5/9 (木)10時~オンラインにて (503 会議室) ※チラシ掲載順抽選	
	中旬		
	下旬	チラシ納品後、参加事業者に事業開始日を連絡	
6月	上旬	キャンペーン期間 6 (4) の内容を実施 ①市・事業者周知開始 ②契約者に対し、市のアンケートを適宜送付 ③四半期に1回程度、駅前でPR活動(昨年度は2回実施) ④環境政策課各種イベント、セミナー等での周知	6/1★こまエコまつり出展
	中旬		
	下旬		
7月	上旬		6月分状況報告提出 7/10
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		7月分状況報告提出 8/9
	中旬		
	下旬		
9月	上旬		8月分状況報告提出 9/10
	中旬		(こま eco 通信掲載)
	下旬		
10月	上旬	9月分状況報告提出 10/10	
	中旬		
	下旬		
11月	上旬	10月分状況報告提出 11/8	
	中旬		
	下旬		
12月	上旬	11月分状況報告提出 12/10	
	中旬		
	下旬		
1月	上旬	12月分状況報告提出 1/15	
	中旬		
	下旬		
2月	上旬	1月分状況報告提出 2/9	
	中旬	(こま eco 通信掲載)	
	下旬		
3月	上旬	2月分状況報告提出 3/8	
	中旬		
	下旬	3/31 事業終了	
翌	4/10	3月分状況報告及び実績報告、事業者アンケート提出	